

緑ヶ丘公園 売店・ボート利活用事業
募集要項

令和5年5月
帯広市都市環境部環境室みどりの課

1 事業趣旨

緑ヶ丘公園は、約50.5haの広大な敷地の緑豊かな環境の中に河川が流れ、エゾリスなどの野生動物が生息しているほか、希少種のエゾタンポポが自生するなど、自然豊かな公園です。

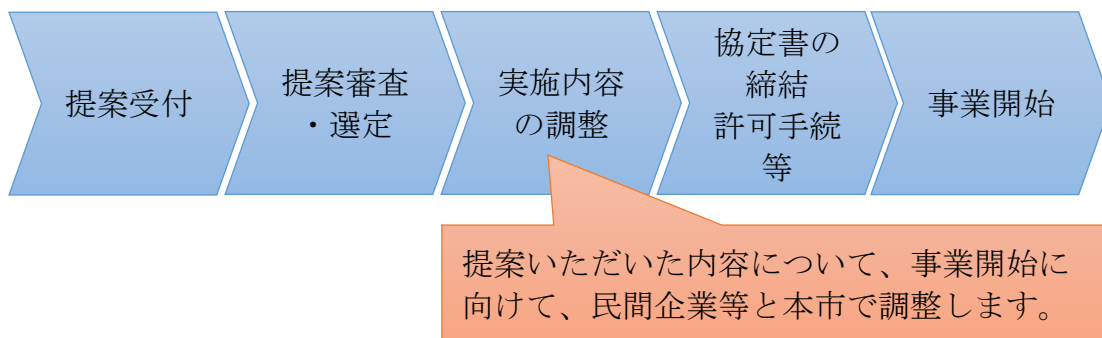
また、帯広駅からもほど近い立地環境にあり、動物園や児童会館、百年記念館等の社会教育施設が立地しているほか、市内で唯一、ボートに乗ることができる十勝池があるなど帯広市を代表する公園となっており、観光客も含め、十勝管内外の方に広く親しまれています。

令和4年11月に緑ヶ丘公園にある売店及びボートの運営から事業者が撤退することとなりましたが、運営再開を望む利用者の声があること、公園の魅力や利便性の維持に必要なことから、これらの再開に向けた手法の検討が必要となっています。一方で、本市の財政状況や限られたマンパワーの中で、利活用を推進していくためには、民間活力の導入による新たな視点や挑戦が欠かせないと考えています。

そこで、柔軟な発想で公園の利活用を行う民間企業等を募集し、選定された事業者が運営することで、売店等の運営を再開しようとするものです。

なお、本市は、今年度を試行的な利活用事業として位置付け、事業を実施することとします。

2 事業の流れ



3 スケジュール

日程	内容
令和5年5月12日(金)	公募開始
令和5年5月22日(月)	現場確認受付 〆切
令和5年5月24日(水) ～令和5年5月26日(金)	現場確認
令和5年5月30日(火)	質問受付 〆切

令和5年6月2日（金）	質問回答
令和5年6月9日（金）	提出書類 〆切
令和5年6月下旬	事業者選定
～令和5年7月下旬	実施内容調整、協定書締結、許可手続、民間企業等における事業開始の準備 など
令和5年8月1日（火）	事業開始
事業期間終了後、翌月10日まで	事業実施報告

4 公募条件

(1) 対象施設

緑ヶ丘公園（帯広市字緑ヶ丘2-1）内の売店及びボート

売店（現況写真1参照）	
所在地	帯広市字緑ヶ丘2-1
構造	木造サイディング
建築日	昭和56年3月12日
延床面積	63.22㎡
耐震	非耐震
電気設備	照明、コンセント等
水道設備	上水道のみ（下水道は浸透枮）
ガス設備	LPガス
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油タンク ・灯油ストーブ ・ガス湯沸器 （屋外に飲料水の自動販売機あり）

※ 売店周辺の草刈や樹木の剪定等の維持管理に関することは、指定管理者が実施します。

ボート（現況写真2参照）	
所在地	帯広市字緑ヶ丘2-1
十勝池最深部	おおよそ1.4m
隻数	11隻（オール24本）
規格	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ：約280cm ・幅：約110cm ・深さ：約50cm
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・パーゴラ ・ベンチ

※ ボート乗り場周辺の清掃、点検、関連する施設の補修は指定管理者が実施します。ただし、対象施設における補修等は「12 事業実施に関

する条件」のとおりとします。

※ ボートは本市の指示に従い、保管することとします。

(2) 事業期間

令和5年8月1日から令和5年10月31日まで

※ 応募者の提案により、準備期間を経たうえで令和5年8月1日以前から事業を開始することは妨げません。また、令和6年3月31日まで期間を延長することができます。

(3) 許可方法

公園施設管理許可（都市公園法第5条）（売店・ボート）

※ 売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、帯広市公園条例第3条の規定による行為許可とし、応募者の提案により、事業期間における一括の行為許可とします。

(4) 使用料

ア 公園施設管理使用料（売店・ボート）

46,030円/1ヶ月

イ 公園行為許可使用料（売店周辺の公園敷地に限る）

1㎡1日につき60円

※ 売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、帯広市公園条例第3条の規定による公園行為許可に伴う行為許可使用料を徴収します。

※ 各使用料は、帯広市公園条例第20条の規定により許可の際に徴収します。

(5) その他

実施内容（日時、利用区域、利用内容等）は、提案に基づき、本市との協議及び指定管理者との調整を経て決定します。選定した場合も、提案内容の実施を保証するものではありません。

5 提案内容に関する条件

(1) 利活用の内容

次のすべてに該当するものとします。

ア 募集要項4（1）に記載の対象施設に関すること。

イ 確実に実施できる利活用内容であること。

ウ 公園利用者等の安全に配慮するとともに、利便性、サービスが向上する内容であること。

エ 利活用にあたり、公園利用者の利用を著しく妨げないこと。

オ 公園の利活用に資する取組みを提案・実施すること。

(ア) 必須事項

ボート事業は、令和5年8月1日から令和5年10月31日までの間、最低でも毎土曜日・日曜日は必ず実施すること。ただし、事業者の責めに帰さない事由により実施できない場合は、この限りではない。また、売店は、公園利用者に必要とされる商品の販売等により、公園利用者の利便性等に寄与する事業内容とすること。

(イ) 提案事項

対象施設の利活用について提案すること。

(2) 提案の対象外となるもの

ア 政治的又は宗教的活動

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

ウ 騒音や悪臭など、周辺環境を損なうことが予想される行為

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

オ 公序良俗に反し又は反社会的な破壊のおそれがある活動

カ その他、公園における利活用の内容として不適切と本市が判断する行為

6 応募資格条件

(1) 提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する企業、NPO法人等

※ 法人・個人単独、複数法人（応募法人を主とした共同事業体）、組織体（応募法人を主とした実行委員会等）のいずれも可能です。

※ 組織体による提案の場合、町内会等の地域団体も可能とします。

(2) 下記のすべての要件を満たすこと

ア 帯広市税（帯広市内に本支店等がある場合）、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により支払猶予等を受けている場合はこの限りではない。

イ 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

ウ 破産手続開始の決定を受けた場合は、復権していること。

エ 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領第2条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合は当該停止期間中でないこと。

オ 帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員等又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

7 提案方法

(1) 提出方法

提出期限までに、下記「(3) 提出書類」を2部（原本1部、副本1部）、持参又は郵送により「14 問合せ及び提出先」に提出してください。

(2) 提出期限

令和5年6月9日（金）17時 必着

(3) 提出書類

ア 参加申請書兼誓約書（様式1）

イ 企画提案書（様式2）

※ 利用希望区域図、類似・関連実績の分かる資料、準備・運営スケジュール、実施体制図、その他事業に関する資料等を添付すること。

ウ 収支計画書（様式3）

※ 事業候補者選定後に管理許可申請書（必要に応じて、行為許可申請書）を、事業期間の中間及び事業期間終了後に事業実施報告書及び収支報告書を、事業期間内に実施するアンケート結果を別途提出いただきます。

エ 企業概要書（様式4）

オ 帯広市税完納証明書（帯広市内に本支店等がある場合）及び納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に関するもの）。ただし、非課税法人については、その旨を記載する法人の長の文書を添付すること。

8 現場確認の実施

(1) 現場確認受付方法

希望者は、現場確認受付期間中に、「14 問合せ及び提出先」へご連絡ください。

(2) 現場確認受付期間

令和5年5月22日（月）17時まで

※ 実施日時については、本市が指定します。

(3) 現場確認実施日時及び集合場所

令和5年5月24日（水）～令和5年5月26日（金）

9時～17時のうち45分程度

※ 実施日時のうち、本市が指定する実施時間までに、緑ヶ丘公園売店前に集合してください。

(4) 留意事項

公平性・公正性の確保の観点から、現地での公募に関する質問への回答は控えさせていただきます。

9 質問票受付

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問表（様式5）に記入のうえ、電子メールにより「14 問合せ及び提出先」へ提出してください。

(2) 質問受付期間

令和5年5月30日（火）17時 必着

(3) 回答方法

令和5年6月2日（金）までに帯広市のウェブサイトに回答を掲載する予定です。

<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/kouen/index.html>

※ 電話等による個別回答は行いません。

10 事業候補者選定

(1) 選定方法

応募者の提案について、評価表（別紙2）に基づき、本市による書類審査を行い、合計得点の高い者から事業候補者及び次点者として選定します。事業候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合や、本市との詳細協議の結果、合意に至らなかった場合又は自ら辞退した場合等については、次点者を事業候補者として選定し、条件の詳細協議を行います。

※ 内容に確認すべき事項がある場合、個別にヒアリングを行うことがあります。

※ 合計点が60点を下回る場合は、事業候補者として選定しません。

※ 応募者が1者のみであっても、審査・選定を行います。

(2) 結果通知

審査結果については、応募者全員に郵送により通知するとともに、事業開始までに、事業候補者の利活用内容及び企業等の名称を公表します。

なお、提出書類の返送は行わず、審査結果についての異議申立ては受け付けません。

1 1 選定後の流れ

(1) 協定書の締結

選定された事業候補者は、提出書類に基づき、利活用内容の詳細について本市と協議し、合意に達した場合に協定書（案）（別紙3）を締結し、事業者として決定します。

(2) 許可申請書の提出

協定書（案）（別紙3）を締結後、対象施設（売店・ボート）の管理における管理許可申請書を提出いただきます。また、売店における事業実施にあたり、売店周辺の公園敷地を利用する場合は、行為許可申請書を提出いただきます。

(3) 許可手続き

提出いただいた、管理許可申請書（必要に応じて、行為許可申請書）の内容について確認し、適正と認められる場合に許可します。

(4) 失格要件

次の場合には、事業候補者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なく、指定する期日までに協定書の締結手続きに応じない場合
- イ 事業候補者が、資金状況の変化等により事業の実施ができない状態と本市が判断した場合
- ウ 事業候補者が、選定結果の通知の日から協定締結日までの間に、帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領第2条の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合
- オ その他やむを得ない事情で合意に至らなかった場合

1 2 事業実施に関する条件

(1) 事業内容の変更について

原則として許可手続きを受けた事業内容のとおり実施してください。ただし、本市と協議のうえ、募集要項の範囲内と認められる場合は、事業内容の変更を許可する場合があります。

(2) 責任・リスク分担について

提案にあたっては、事前に事業者の責任において都市公園法、帯広市公園条例その他関係法令等を確認し、事業実施における法令適合のリスクは事業者に帰属することとします。

(3) 事業責任者の配置について

事業期間中は本市の承諾を得たうえで事業責任者を配置してください。事業責任者は本市との連絡体制を確保し、要望対応、安全管理等の現場管理を適宜行ってください。

(4) インフラ等について

事業実施に伴い電気、上下水道、LP ガスを使用する場合は、事業者がそれぞれの供給会社と手続きし、使用料についても事業者が負担するものとします。また、新たに設備を設ける必要がある場合は、本市と協議し、適正と認められる場合に、事業者の負担により設けることができます。

(5) 調査、指示、事業の中止等について

本市は、必要に応じて報告を求め又は調査を行い、指示を行うことができるものとします。事業者は、本市から指示があった場合には速やかに改善を行わなければなりません。また、本要項に反するなど、事業趣旨から逸脱し、本市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止する場合があります。これらにより生じる費用について、本市は負担しません。

(6) 事業実施報告及びアンケートについて

日々の事業実施状況について日報を作成する等整理し、事業実施の中間報告のため、事業実施期間における中間月の翌月10日までに下記書類を作成し、提出してください。また、事業期間終了後10日以内に、事業期間における事業実施に対する総括を含む、事業実施終了報告を本市へ提出してください。なお、提出書類については同様とします。

ア 売店及びボートの利用者数を確認する書類

イ 実施状況写真

ウ 収支を確認する書類

エ 意見・要望・苦情等に関する書類

オ その他本市が必要とする書類

また、事業者は、本市が用意するアンケートをもって自己の負担により、利用者から事業期間内に満足度等を調査し、その結果を報告してください。

(7) 費用負担について

本事業に伴い必要な費用は、全て事業者が負担してください。事業期間中の営業等による収益は、原則事業者に帰属し、市への納付は求めません。

(8) 不測の事態への対応及び安全対策について

賠償責任保険等に加入したうえで、自然災害、人為災害又は事故等あらゆる不測の事態に対して適切な措置を講じてください。また、ボート事業の実施にあたっては、安全対策を徹底してください。

(9) ボートの保管について

ボートは、本市が指定した場所に保管し、夜間における犯罪防止やボートの保護等、適切な措置を実施してください。また、塗装の劣化等の防止のため、重ねて保管はしないでください。

(10) 現状回復について

事業開始前に現況を写真等で保管したうえで、事業期間終了後、本市担当者と現地立会し原則事業開始前の状態に戻してください。その際に、破損等がある場合は、復旧を求める場合があります。

(11) 対象施設（売店、ボート）の補修について

事業実施に伴い、対象施設のうち売店については、補修の必要性が生じた場合、軽微なものについては事業者による負担とし、補修前の仕様・規格等と同程度以上のもので、事業者の判断により補修してください。ボートについては、日常における補修は指定管理者が実施するため、情報共有を密に行ってください。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により補修の必要性が生じた場合は、事業者が補修するものとします。また、指定管理者と事業者では判断しがたい事由による場合は、本市と協議することとします。

(12) 情報発信について

売店、ボートに関する事業内容等について、SNS やホームページ等により積極的な情報発信に努めてください。

(13) 対象施設周辺の景観の維持について

日々の事業実施後、対象施設周辺の巡回を行い、必要に応じて清掃等を実施してください。

1 3 その他

- 提出書類の著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市は、本事業の実施内容の公表が必要な場合、提出書類の内容を公表することができるものとします。

1 4 問合せ及び提出先

帯広市都市環境部環境室みどりの課 担当：上野、上川原
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL：0155-65-4186 FAX：0155-23-0159
メール：park@city.obihiro.hokkaido.jp